

会 議 録 (要 旨)

会 議 の 名 称	平成28年度 第4回東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例見守り・検証会議				
開 催 日 時	平成28年11月10日(木) 午後6時～7時30分				
開 催 場 所	東村山市役所いきいきプラザ3階 マルチメディアホール				
出 席 者 及 び 欠 席 者	<p>●出席者：</p> <p>(委 員) 西村委員(会長)、紺野委員(職務代理)、十時委員、 鳥本委員、平野委員、山崎委員</p> <p>(市) 渡部市長</p> <p>(事務局) 小林経営政策部長、瀬川経営政策部次長、 安企企画政策課長、足立企画政策課主査、新床企画政策課主任</p> <p>●欠席者：高橋委員、荒井副市長</p>				
傍 聴 の 可 否	可	傍聴不可の場 合はその理由	/	傍聴者数	1名
会 議 次 第	<p>1 市長挨拶</p> <p>2 議事</p> <p>(1) 前回会議録の確認</p> <p>(2) 答申(案)の検討</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 東村山市市民参加に関する基本方針(案)</p> <p>(2) 事務連絡</p>				
問 い 合 わ せ 先	<p>東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例見守り・検証会議事務局</p> <p>(東村山市経営政策部企画政策課)</p> <p>住所：〒189-8501 東村山市本町1-2-3 電話：042-393-5111(内線2213)</p>				
会 議 経 過					
<p>1 市長挨拶</p> <p>【市長】</p> <p>本日はお忙しい中、第4回の見守り・検証会議にご出席いただき、御礼申し上げます。これまで、概ね月1回のペースで精力的にご審議をいただいたが、今日は答申案の検討をしていただくということで、感謝に堪えないところである。</p> <p>諮問とは別に、市民参加に関する基本方針の案についても、市としてこれまで同時並行で取りまとめであり、今日は併せてパブリックコメントの運用方針と併せてご提示させていただく。今後の当市における市民参加の基本的な進め方について、ぜひ皆さま方からご意見をいただき、ご了承いただければ、来年度以降、この基本方針に基づいて進めさせていただきたいと考えている。ご審議のほどお願い申し上げます。</p> <p>2 議事</p> <p>(1)前回会議録の確認</p> <p>○ 委員からのご指摘箇所について、会長と事務局で確認した上で、ホームページに公開することが決定された。</p>					

(2)答申(案)の検討

【事務局】

- 事務局より、答申（案）について説明する。

<全体>

【委員】

今回検証した事業は、4件ともだいたい実施されているのは6月以降だが、他の事業もこういう形でやっていくものなのか。

【事務局】

市役所は年度会計という形で4月から始まって3月で終わるという日程で動いており、4月の最初の時点では、当該年度の予算をどう執行していくかを考えて、その予定に沿って執行していく。場合によっては4月から動くこともあるが、多くの場合は、前年度の決算が落ち着いた6月頃から動くことが多いと思われる。

【委員】

パブリックコメントで意見が出にくいという話があったと思うが、パブリックコメント自体は有効なツールであって、それは当たり前のようにこれからもやっていく、という話だった。ただ、どうしたらさらにたくさんのご意見が集められるか、努力する何かがあっても良いと思う。

【事務局】

パブリックコメントで意見があまりなかったというご指摘は前回あった。その議論の中で、実施場所について公共施設以外の民間施設も加えてはどうかというご意見や、資料についてわかりやすくする工夫があるとなお良い、また、大きい計画なのでもう少し長い期間募集しても良かったのではないかと、というご意見をいただいているため、答申案の7ページで盛り込ませていただいた。

【会長】

趣旨は反映されていると思うが、できれば、「多くの市民にパブリックコメントを実施していることを認知していただくため」というような頭書きを項目の冒頭に入れていただければ、今のご意見もうまく反映できると思う。

件数そのものは重要ではないとはいえ、パブリックコメントを実施しているということ自体が認識されないといけないというのは、まさにご指摘の通りなので、そういう形で、ここの表記もより良い形にしていればよい。

【委員】

答申案5ページのパブリックコメントの実施の欄で、補足意見にある「資料の内容がうまい」という表現は、「適切」や「充実している」に直していただけるとよいかと思う。

【委員】

評点については、例えば何人の評価の平均であるとか、どこかにコメントをつけるとわかりやすい。

【会長】

記載はされているが、「会長を除く各委員から」とした方が、より事実に基づくものになると思う。

＜介護予防・日常生活支援総合事業＞

【委員】

介護予防のアンケートの実施方法については、FAXで送るという方法だったかと思うが、アンケートの実施方法が載っていないので、それを載せたほうが見やすくよいと思う。

【会長】

どういふ実施方法が望ましくないという意見が出たのか、を書いた方がいいというのは、その通りと思う。よろしくお願ひいたしたい。

【委員】

日常生活支援・介護予防の附属機関の開催が6回とされているが、月に1回ということであると、資料の表で黒塗りしているところが5回しかない。

【会長】

確かに、附属機関の開催を表だけにしているところもあるので、誤解のないようにした方がよい。

＜東村山市第4次総合計画後期基本計画＞

【委員】

前回の質問の中で、運動会等と会議の日程が重なったという話が出たと思う。スケジュールについては、うまく調整しないと、別の行事に参加したいという人がいるかもしれない。

【会長】

6月から本格的に始動するというのは、東村山市に限った話ではない。日程調整について細心の注意をもってやっていただきたいという意見は、その通りである。

【委員】

ワークショップの中で公表しないというものがあつたが、それも一言添えておく必要があるのではないか。

【事務局】

ワカモノ会議ムラカイの中で、意見交換部分は一部非公開としたが、それは活発な意見交換を促すため、ということでご説明させていただいた。

【委員】

決して、情報公開を避けるために非公開にしたわけではなく、そういう配慮をもってのことであると記載しておいた方がよいと思う。

【会長】

「闊達な意見を保障するために非公開とします」というような形で、ワークショップの所に入れていただくということをお願いしたい。

それでは、いただいたご意見を元に、私と事務局で最終的に文案等を調整させていただきたい。よろしいか。

【各委員】

(了承)

3 その他

(1)東村山市市民参加に関する基本方針(案)

【事務局】

○ 事務局より、資料2「東村山市市民参加に関する基本方針(案)」について説明する。

【会長】

冒頭、渡部市長からお話あったように、この会議の本来の諮問内容とは違うが、委員の皆様からのご意見を聴取して、より良いものにしていければという趣旨である。ぜひ忌憚のないご意見をいただければと思う。

最初に私から質問したい。「条例の制定」となっているが、「改廃」、つまり、条例の改正と廃止が明記されていないことについて、理由を伺いたい。

【事務局】

条例を制定した後に「一部改正」という形で改正することがある。その時に、条例の中身を大きく変える改正の場合もあれば、法律などが変わって条項の数字だけが入れ替えるだけのような、ほぼ実質的に中身に影響しない改正の場合もある。そのようなことから、一部改正等も含めて必ず市民参加を実施する、という形で運用すると、些細な改正の時にも皆さんのご意見を聞いて、ということになりかねない。そのため、基本的には新規の条例に限って実施させていただいた。また、大きな一部改正があった場合には、(6)の「その他実施機関が必要と認められるもの」という規定を使って市民参加、市民の方のご意見を聞きながら進めたいと考えている。

【会長】

改正の時に市民参加を実施しないというわけではなくて、実質的に大きな変更がある時には、その他必要と認めるというケースでやるのだ、というご趣旨のようだ。確かに、一律に市民参加を実施すると非常に不毛な話も出てくることもあると思われるので、そのようなことになっているのは理解できる。

【委員】

2ページの(3)、「市民に義務を課し」となっているが、この「課し」という言葉が少し強い印象を受ける。

【事務局】

「義務」に対応する言葉ということで「課し」という言葉を充てている。他に、こういう表現の方がよいというものがあつたらご教示願いたい。

【委員】

「市民の義務や権利に関する条例」はどうか。

【事務局】

規定する以上、ある程度指定をした方がよいと考えている。「権利に関する」となるとかなり広い範囲になる。やはり「制限する」や「義務を課す」という指定をさせていただいた方が、運用する上では

良いと考える。

【会長】

市民の方にとって不利益なことも起こり得るというケースをはっきりさせたいということか。

【市長】

いただいたご意見なので、検討はさせていただきたいと思うが、基本的には条例というのは市民の権利・義務に関することが記載されているものである。そうするとほとんど全ての条例が対象になってしまう。我々としては特に、「この区域で喫煙してはいけない」というような、大きく規制をかけるような条例を制定する時には、やはり何らかの市民参加の手法を用いて市民のご意見を踏まえて、制定したいと考えている。

【委員】

この基本方針は市役所の内部の資料ということか。

【事務局】

パブリックコメントを実施するつもりである。また、できた際にはホームページ上で公開する。

【委員】

そうすると、先ほどの「路上喫煙防止条例」という例を聞くと、わかりやすいので、具体例を記載していただくとより伝わりやすいと思う。

【委員】

定義の（１）実施機関が教育委員会と書いてあるが、これは教育委員会という組織が担っていく仕組みがあるということか。

【事務局】

「市長」は、渡部市長という人としての市長と、機関としての市長がある。機関というのは、地方自治法という法律で定められており、「市長」という機関も「議会」という機関も規定されている。その他に教育委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会など、行政委員会というものもある。

厳密にいうと、その機関は権限が分かれているが、一般的には、このような形で市民参加を行う機関というと市長と教育委員会である。

【委員】

教育という言葉を聞くと、子どもの教育とか学校教育とか、そんなイメージが強すぎて、市民参加と結びつかなかった。

【事務局】

例えば、教育委員会が所掌しているところでは、公民館やふるさと歴史館なども教育委員会が所掌している。学校のみではない。

【委員】

定義の（２）で「附属機関等」が書いてあるが、東村山市附属機関等の設置及び運営に関する要綱第

2条がどこかで参照できないとわかりにくいと思う。

【会長】

ホームページに載せる時に、「関連する条文はこれです」というようなリンクを張る等、やり方はあると思う。そのように工夫されるとよいと思うので、よろしく願いいたしたい。

【市長】

やはり読んで一般の市民の方が、どういう場合はやるのかということはある程度イメージしていただけるように工夫する必要があるかと思う。

【会長】

市民参加の方針が市民の方にわからないというのは、誰のためなのかということになりかねないので、ご検討いただきたい。

【委員】

私はボランティアもやらせていただいているが、色々な書類の中でカタカナ語が使われることが多い。一般市民がわかるような言葉を意識していただけるといいかなと思う。

【委員】

第3の2「前項の規定に関わらず、緊急、その他やむを得ない時は市民参加を行わない」という規定について、市民参加を進める方針の中で、この表現は検討した方がいいのではないかな。

【市長】

「行わないこともできる」などの表現にしたほうがよいか。

【会長】

緊急時はやらないということで解釈できればいいという話だと思われる。

【委員】

会議の公開に関することを盛り込んでおくといい。実施の目的、範囲を十分検討した上で行いなさい、と書いてあるが、それを選んだこと、選ばなかったことについての理由づけも明確に持つておくことにも少し重きを置いていただくと良いのかなと思う。

【会長】

ケース・バイ・ケースであるので難しいところもあるかと思うが、ご検討いただいて、条文化できるようならば対応していただきたい。

【委員】

(4)「実施の目的、範囲、費用、期待する効果等」とあるが、前回の会議で、「あるべき姿を目標としている」というような記載があり、良い表現だと思った。ここでもそのような言葉があればよい。

【会長】

確かに、理念的なものを盛り込んでいただくのは必要かとも思うので、ご検討いただき、例えば冒頭

に前文として一文を入れていただければよいかと思う。

ただ、市民公表との兼ね合いで、文章に精神的なものを載せるのはそぐわないというなら、説明の方にそれを記載していただくなども一つの手かもしれない。ぜひ工夫願いたい。

(2)事務連絡

【事務連絡】

- 事務局より事務連絡をおこなった。

【会長】

それでは、第4回の見守り検証会議を閉会とする。

以上